

《北上市中小企業等人材確保支援事業補助金》 市内中小企業のサービス・小売り販売に 従事する人材の確保を支援します！

ステップ1

市内中小企業がHWの紹介を受け、対象者①又は対象者②の方を令和2年4月1日以降に対象となる職業に3ヶ月以上雇用した場合、補助金を支給します。

▶ 補助金の額 対象者① 短時間労働者※1 9万円 短時間労働者以外 15万円
対象者② 12万円

【対象となる事業主】市内に事業所がある雇用保険の適用事業主であること

【対象となる職業】飲食物調理、接客・給仕、小売店主・店長又は小売販売員の職業
※対象の職業の具体例はHPに記載しています。

【対象者①】次のすべてに該当すること

- ・就業する日において、市内に在住する60歳以上の者
- ・職業紹介日において、雇用保険被保険者でないこと
- ・過去に雇用したことがないこと

【対象者②】市内在住者を「トライアル雇用」し※2、終了した後に常用雇用等へ移行したこと

※1「短時間労働者」とは
1週間の所定労働時間が20時間以上かつ30時間未満の者をいう。

※2「トライアル雇用」とは
常用雇用へ以降することを目的に、3か月以内の期間を定めて試行的に雇用することをいう。

ステップ2

ステップ1を行った事業主に対し、雇用した者を職場定着へ結びつけるため、職場環境の整備にかかる費用を補助します。

▶ 補助金の額 職場環境の整備にかかる費用の1/2（上限100万円）
※一定の要件を満たした場合 2/3（上限130万円）

【対象となる設備の例】休憩・託児スペース、トイレ、エアコンの設置改修、器具の軽量化等

※一定の要件 「いわて働き方改革推進運動」の参加事業主又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画を届けた事業主であること

ステップ3

ステップ2を行った事業主に対し、さらに①求人広告の掲載費用又は②HPの作成費用を補助します。

▶ 補助金の額 ①求人広告掲載費用の1/2（上限10万円）
②HP作成費用の1/2（上限30万円）

①対象となる求人広告

次のすべてに該当する求人広告であること

- ・北上市内に就業場所がある求人広告であること
- ・前年の登録者数が概ね25万人以上の就職情報サイトに掲載すること

②対象となるHP

- ・求人情報の発信を主目的としたもの

【お問い合わせ先】

北上市商工部産業雇用支援課雇用対策係

T E L 0197-72-8243 F A X 0197-64-2171

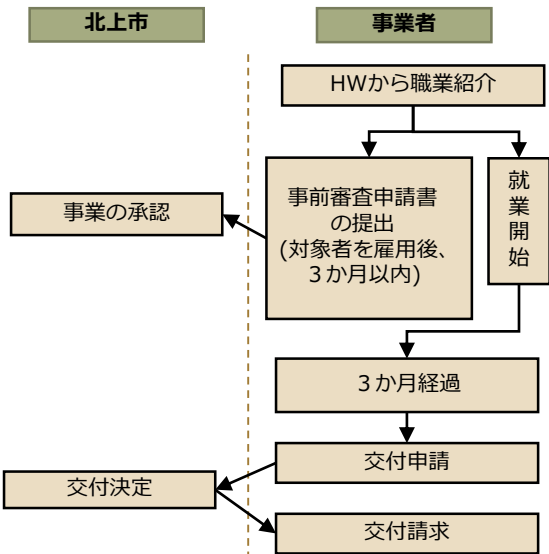
E - mail sangyo@city.kitakami.iwate.jp

北上市HP

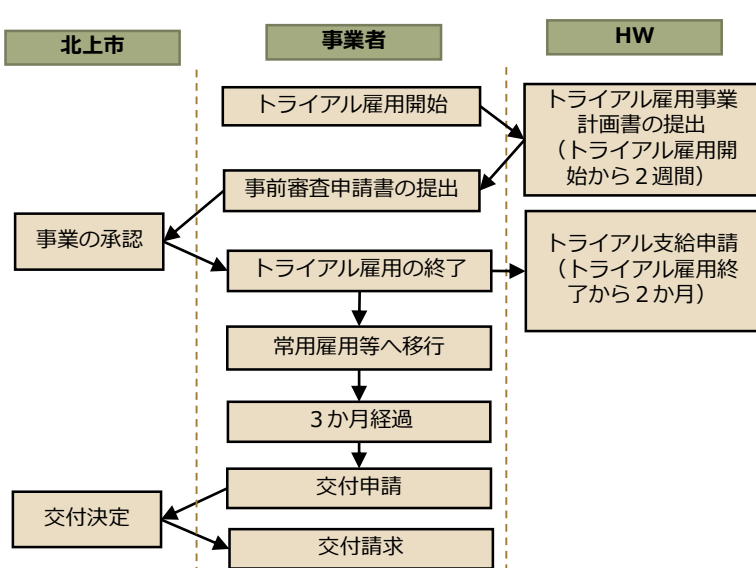


申請手続き

ステップ1で対象者①を雇用した場合



ステップ1で対象者②を雇用した場合



提出書類

事前審査申請書、要綱に規定する補助対象者に該当することについての誓約書、交付申請書は市ホームページからダウンロードできます。

補助をうける事業	事前審査申請書に必要な書類	交付申請に必要な書類
全事業共通	(1) 事前審査申請書 (2) 要綱に規定する補助対象者に該当することについての誓約書	(1) 交付申請書 (2) 承認書の写し
ステップ1で対象者①を雇い入れる場合 (高齢者チャレンジ雇用事業)	(1) 雇用保険の適用事業所であることがわかる書類（雇用保険の適用事業所設置届の写し） (2) 雇い入れる者の住所及び年齢が確認できるもの（運転免許証の写しなど） (3) 雇い入れる者がHWから職業紹介を受けた日において、雇用保険被保険者に該当しないことがわかる書類（離職票、用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票など） (4) 公共職業安定所の紹介状の写し (5) 市税を滞納していないことがわかる書類 ※(2)、(3)の書類の提出にあたっては、雇用者の同意を得てください。	(1) 雇入れの日から3か月以上雇用したことがわかるもの（出勤簿など） (2) 雇用契約書の写し
ステップ1で対象者②を雇い入れる場合 (雇用サポート事業)	(1) 雇い入れる者の住所及び年齢が確認できるもの（運転免許証の写しなど） (2) 受領印のあるトライアル雇用実施計画書の写し (3) 市税を滞納していないことがわかる書類 ※(1)の書類の提出にあたっては、雇用者の同意を得てください。	(1) トライアル雇用助成金の支給決定通知の写し (2) 雇用契約書の写し (3) トライアル雇用の雇用期間が終了した日の翌日から3か月以上雇用したことがわかるもの（出勤簿など）
ステップ2 (職場づくり奨励事業)	(1) 新設又は改修にかかる設備の見積書 (2) 設置前の状況がわかる写真	(1) 設備新設又は改修後にかかった費用がわかる書類(領収書の写し) (2) 設備設置後の写真
ステップ3で求人広告掲載をする場合 (求人広告掲載助成事業)	(1) 求人広告掲載にかかる費用の見積書 (2) 求人広告の内容がわかるもの	(1) 求人広告の掲載にかかった費用がわかる書類(領収書の写し)
ステップ3でHPを作成する場合 (ホームページ作成費用助成事業)	(1) ホームページの作成にかかる費用の見積書 (2) 作成するホームページの内容がわかるもの	(1) ホームページ作成にかかった費用がわかる書類(領収書の写し) (2) 作成後ホームページの内容がわかるもの